平成３０年（フ）第２６５号
千葉県柏市みどり台１丁目３番１号　ケアハウス望陽荘　116
債務者　河辺千代子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２７８号
千葉県流山市松ケ丘２丁目330番地の70　サンレジデンス201
債務者　田口千恵子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２６号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目11番25号
債務者　松本麻菜美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３４６号
千葉県我孫子市中峠台27番地の４（106号）
旭コーポＮｏ．２
債務者　青木祐香里
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４５号
愛知県知多市にしの台１丁目2305番地　スターハイム１Ｂ
債務者　田嶋グリハルバ　ペドロこと　ＧＲＩＪＡＬＢＡ　ＣＨＡＶＥＺ　ＰＥＤＲＯ　ＲＯＳＡＳ
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３０号
山口市黒川501番地７
債務者　浮田　惠子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
山口市大内御堀3527番地９
債務者　池嶋　　優
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
山口市朝田1179番地４
債務者　松井　規子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９１２号
名古屋市南区戸部町１丁目29番地　戸部グランドハイツ206号
債務者　名古屋活版地金精錬所こと　鈴木　宗夫
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３３６５号
東京都品川区大井４丁目25－９　第１清沢荘203
債務者　古田嶋たかみ
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３８１号
東京都江戸川区春江町５丁目11－７－302
債務者　岩井　繁三
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３８２号
東京都中野区白鷺１丁目４－４－1202
債務者　早船はつみこと　早船はつ江
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３９１号
東京都北区桐ケ丘１丁目６－３－1912
債務者　牧野美智代（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３９２号
東京都足立区西綾瀬３丁目４－４－102
債務者　杉村真佐美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３９５号
東京都文京区水道２丁目４－12－511
債務者　金丸　早智
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３９９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目22－19－102
債務者　小野慎一郎
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部